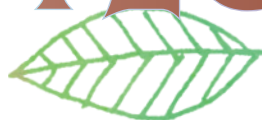


TEGO ネットだより浜田



「てご」とは手伝う（支援する）という意味の方言です

No. 150
2023. 2. 9

特集 『有機野菜の産地づくりに関する連携協定』を締結しました！

令和4年12月26日、島根県、楽天農業株式会社、JAしまね、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町は、島根県内での持続可能な有機野菜の産地づくりに取り組むことを目的に、有機農業に必要な人材育成、有機野菜の生産技術の確立・普及などについて連携協定を締結しました。

浜田市では、今後高齢化による離農者の増加や、それに伴う耕作放棄地の増加、地域の荒廃が懸念される中、楽天農業等との連携により、有機農業の生産拡大、産地化を進め、安定した営農が行える農業従事者の育成に取り組めます。

令和5年度からは、楽天農業が金城町を中心にさつまいもの栽培を始められる予定です。



連携協定締結式の様子

浜田市担い手育成研修会・有機農業推進研修会を開催します！

楽天農業株式会社代表取締役の遠藤忍様を講師にお招きし、「農業の経営安定化・担い手づくり」をテーマにご講演いただきます。全国で有機農業を進められている楽天農業の取り組みが聞けるまたとない機会ですので、ぜひご参加ください。

参加ご希望の方は、**2月24日(金)**までに、農林業支援センターまでご連絡ください。

○開催日時：令和5年3月2日(木) 14:00～16:00

○場 所：未定（※お申込みされた方に別途お伝えします。）

○参加費：無料

○対象者：集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者 他

【お知らせ】「みんなでやるぞ！水田園芸」水田園芸推進研修会が開催されます！

島根県農業協同組合と島根県の主催による水田園芸推進研修会が開催されます。

広島県西部農業技術指導所、広島北部農業協同組合より「中山間水田地帯における白ネギ産地形成の取り組み」について基調講演が行われるほか、キャベツや玉ねぎ栽培の事例発表や農業技術センターでの試験研究等の報告も行われます。

参加ご希望の方は、3月3日(金)までに、JAしまねいわみ中央地区本部営農経済部（担当：坂井）までご連絡ください。

○開催日時：令和5年3月14日(火)
13:30～16:00

○場 所：JAしまねいわみ中央地区本部
2階ふれあいホール
(浜田市黒川町 3741)

○参加費：無料

○対象者：
集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者他

【お知らせ】畑地化促進事業の取組について

浜田市農業再生協議会では、国の令和4年度補正事業の畑地化促進事業に取り組みます。
この事業は、令和4年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けされている農地を、7月1日付けで交付対象水田から除外する取組に対して交付金が交付される事業です。

交付の要件として、畑地化した年（令和5年）から5年間は販売を目的とした作物（水稻を除く）の作付けを行うこと、また、農地の団地化が必須となります。

事業の内容

1 畑地化支援

水田を畑地化して ア．高収益作物 及び イ．作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物又は高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物、（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

事業イメージ

対象作物	1 畑地化支援（※1、2）	2 定着促進支援（※3）
ア．高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	<u>17.5万円/10a</u> （令和5年度のみ）	・ <u>2.0（3.0※4）万円/10a×5年間</u> または ・ <u>10.0（15.0※4）万円/10a（一括）</u>
イ．畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	<u>14.0万円/10a</u> （令和5年度のみ）	・ <u>2.0万円/10a×5年間</u> または ・ <u>10.0万円/10a（一括）</u>

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指します（地目の変更を求めるものではありません）

※2 令和5年度における取組が対象

※3 令和5年度において、畑地化した面積全体が対象

※4 加工・業務用野菜等の場合

○申請時の留意点

- ①畑地化支援を受ける場合は、交付後5年間、販売を目的とした対象作物の作付け・販売が必要です。
- ②利用権設定をされている農地については、畑地化により交付対象水田から除外されることを、賃借人（耕作者）が土地所有者からの同意を得ていることが必要です。
- ③定着促進支援を受けている途中で耕作者が変更となった場合は、変更後の耕作者が残存期間中、要件を継承して耕作する必要があります。

○事業内容・申請方法の問い合わせ先

浜田市農業再生協議会（浜田市農林業支援センター内） TEL：（0855）22-3500

当情報誌は、新規就農者、認定農業者、集落営農組織と関係機関の皆様に配信しています。
ご意見や記事掲載のご希望は下記までご連絡ください。

浜田市農林業支援センター（農林振興課 普及支援係） 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
TEL：0855-22-3500 FAX：0855-22-3477 E-mail：n-shien@city.hamada.lg.jp

